

平成 26 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦
 (J A S D A Q ・ コード 6 0 6 2)
 問合せ先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘
 電話 06-6445-3389

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 26 年 9 月 25 日開催予定の当社第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮し、適切な人材を広く招聘できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款に第 30 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 40 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設し、これに伴い条数を変更するものです。

なお、第 30 条（社外取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 30 条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 第 30 条～第 38 条 (条文省略) (新設)	第 5 章 監査役及び監査役会 第 31 条～第 39 条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 40 条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>

第6章 会計監査人 第 <u>39</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第 <u>41</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)
第7章 計算 第 <u>42</u> 条～第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第7章 計算 第 <u>44</u> 条～第 <u>47</u> 条 (現行どおり)

3. 日程

- ・定款変更のための定時株主総会開催日 : 平成26年9月25日(予定)
- ・定款変更の効力発生日 : 平成26年9月25日(予定)

以 上